

全港湾第6回中央執行委員会 賃金闘争、4月17日までの解決に努力



三月二十四日、第六回中央執行委員会を蒲田で開催、新型コロナウイルス問題で社会情勢が急変するなか、全港湾の春闘山場を迎えるにあたっての戦術議論を中心に各種検討をおこなった。



MUA大会会場にて、左が真島委員長

三月二日から六日にかけて、四年に一度のMUA（オーストラリア海事労働組合）の大会がゴールドコーストにて開催され、諸見書記次長とともに参加してきました。今回の大会テーマは、「Tjun gu」、先住民の言葉で「一つの声、一つの国民が共に」でありました。

全港湾の個別賃金回答、新型コロナの影響受け 回答指定ゾーンの有額回答は全体の2割に留まる

20春闘、全港湾の個別賃金交渉は3月16日から19日を回答指定ゾーンとし各地方積極的に取り組んだ。しかし、新型コロナウイルス問題の影響を受け、一部地方では集団交渉を取りやめて文書で回答するスタイルに変更したところもあり、賃金回答がゾーン内で示されていない地方もいくつか発生した。そのため、回答指定ゾーンを受けての集計結果も、昨年と比較するにはまだまだ不十分な状況であり、今回の集計結果は現時点での参考と受け止めていただきたい。

3月23日現在の回答状況

速報分会回答状況：140分会中37分会（26％）に有額回答が示され、回答額平均は3,539円、率で1.13％となっている。参考までに、昨年の最終の回答額平均は3,995円、妥結額平均は4,104円であった。

闘争分会の回答状況：318分会中66分会（21％）に有額回答が示され、回答額平均は3,272円、率で1.26％、昨年同時期と比べると1,058円の減となっている。参考までに、昨年の最終の回答額平均は3,754円、妥結額平均は3,907円であった。

他団体の動向

他団体の動向を見ると、連合や国民春闘共闘の第1回回答集計が3月13日に発表されたが、全体としては昨年水準よりは下がっているものの、極端な水準低下というわけではなく、一定踏みとどまった回答水準となっている。また、ベアが獲得できている業界も見られることから、20春闘においては業界による幅を見定め、より冷静な対応が求められると言えそうだ。

国民春闘共闘の回答状況

3月23日発表の第2回回答集計では、加重平均で5,208円、1.91％、昨年同時期より額では14円の減、率では0.09％の増となっている。

MUA全国大会に参加して
中央執行委員長 真島勝重

現在のオーストラリアの労働運動の現状は、かつてないほどの労働者階級に対する基本的権利のほく奪であり、国内を分断させつつある現在のモリソン政権と闘うための労働運動や政治活動を結集するための大会であるとの趣旨でありました。MUAは四年前に広大な組織合併を行い、CFMEU（建設・林野・海運・鉱山・エネルギー労働組合）のMUA部門としての初めての大会でもありました。

「PORT二〇三〇」にみられる将来像とその危機や疑問点について挨拶を行いました。そのほかの港湾組合からの挨拶でもオランダやILWA（アメリカ東海岸港湾労働者）、フィリピンからも、港湾の自動化の流れと巨大資本との闘争、所謂、「労働組合あり、それは、青年層労働者への財産、そのための積極的活動は将来への投資である」と国際連帯の重要性がまとめとして決議されました。

三月十六日から十九日までを回答指定ゾーンとして交渉に臨んだが、新型コロナ問題で文書回答となった地方も出てきていることから、現状を踏まえ、例年よりも山場の設定を一週間遅らせることが提案され、日程については多少の幅を持ちながら進めるということで議論の後了承された。妥結権については四月十三日（月）以降に各地方・支部に委譲、四月十七日（金）までの解決を目指し、回答に不満のある場合は四月十八日（土）に二四時間ストを実施とまとめ確認した。

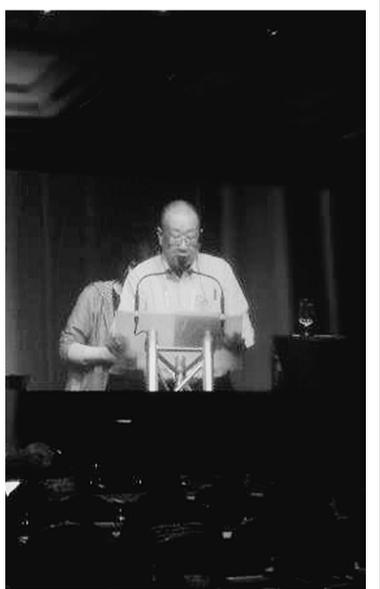
今年も前年同様で確認したいとし、「要求額は昨年同期の額・率以上とする。要求提出日は六月下旬とし、解決目標を六月下旬とする。要求書を作成、争議予告の手続きは各地方で行う」を確認した。（片柳悦正）

開会あいさつでパティ・クラムリンMUA書記長（ITF会長）から、港湾の世界的な流れとしての巨大資本による民営化やILWU等にみられる組合活動への攻撃など、国際的連帯を強化しなければならない。二日目には、海外来賓の挨拶として、全港湾から日本における港湾の自動化の現状と

大晚餐会会場にて
大会では議題として丸一日をかけて安全対策とメンタルヘルスを議題とするなど興味深い討議もあり、最終日には海外来賓としては運輸関係二組織が紹介され、盛大に閉会したことを報告とします。



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



連帯の挨拶をする真島委員長



大晚餐会会場にて

「PORT二〇三〇」にみられる将来像とその危機や疑問点について挨拶を行いました。そのほかの港湾組合からの挨拶でもオランダやILWA（アメリカ東海岸港湾労働者）、フィリピンからも、港湾の自動化の流れと巨大資本との闘争、所謂、「労働組合あり、それは、青年層労働者への財産、そのための積極的活動は将来への投資である」と国際連帯の重要性がまとめとして決議されました。

〔厚生労働省〕 港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

1. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について

- (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。
- (2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に港運労使との三者協議を開催すること。
- (3) 港湾労働秩序維持のために、6大港に於いてワッペンの一斉化を行うこと。

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

- (1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。(港労法改正を含む) マルチテナント型倉庫に対する港湾倉庫適用についても上記同様に指定を行うこと。尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会(仮称)を設置すること。
- (2) 「特定港湾倉庫指定のあり方に関する三者懇談会(仮称)」を設置すること。
- (3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者雇用された労働者とする。尚、労使行政(貴省)との三者による雇用秩序パトロールを断続的に行うこと。

3. 港湾通過貨物対策について

港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。

4. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

5. 港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について

現在、港運労使で取り組みを進めている労使委員会に貴省も参加すること。

6. 港湾労働の石綿被災対策について

- (1) 港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)の制度を創設すること。
- (2) 所謂、四者協議を直ちに設置し、再開すること。
- (3) 港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策の検証を行い、国策として講じること。

7. 異常気象による災害発生時における救済策について

近年の異常気象に起因する港湾労働に係る災害について「異常気象による港湾労働における救済制度(仮称)」を国交省と連携のうえ確立すること。四者における協議委員会を設置すること。

8. ILO(国際労働機関)条約・勧告批准について

ILO第137号条約(港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約)を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告(第145・160号)についても同様の措置を講じること。

9. 働き方改革について

港湾労働の特殊性である波動性に鑑み「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について、港湾運送事業者・港湾労働者においては、雇用・職域の観点から適用(罰則)を緩和すること。

10. 所謂、新型コロナウイルス感染予防について、港湾労働者の安全・安心が担保しうる措置を講じること。

- (1) 外貿船(革新船・在来船)における港湾荷役(船内、沿岸、倉庫、検数、検定、関連等)の際、感染予防を期すべく港湾荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について政労使三者で以て早急に策定すること。
- (2) 港湾荷役に携わる全ての港湾労働者に対し、医療機関による感染検査を常時行えうる措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルスの影響により、中国、韓国からの貨物が急激に減少しており、休業を余儀なくされた場合、雇用調整助成金の特例実施を行うこと。
- (4) 本船入港の際、船員の検疫検査を行い、港湾荷役を行う港湾労働者の感染予防の措置を講じること。

以上

全国港湾中央行動 規模を縮小して実施

三月十八日、十九日に全国

ことになった。

三月十八日、十九日に全国港湾二〇春闘中央行動の実施を予定し準備が進められて来たが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から集会等の開催自粛要請が出されたことを受け、中央行動で予定していた丸の内デモ行進は中止とし、行政・ユーザーに対する申し入れ行動のみ人数を絞った形での実施となった。そして、前回七〇名規模で実施した国交省交渉、厚労省交渉については、後日、状況の推移を見守りながら再検討という

国交省、厚労省に対しては「港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書」、経産省に対しては「港湾労働政策に関する申し入れ書」、消防庁に対しては「危険物貨物等の取り扱いに関する申し入れ書」、日本貿易会、外国船舶協会に対しては「港湾労働政策に関する申し入れ」を提出したところだが、その内、国交省・厚労省に対しての申し入れ文書を以下に掲載し紹介する。春闘議論に役立てていただきたい。

〔国土交通省〕 港湾政策並びに港湾労働に係る申入れ書

1. 港湾運送事業基盤の安定に資する課題

認可料金制度に相当する法整備に繋げることを念頭に、港運專業への下払い、港湾料金の適正収受に係る課題解決など、安定的かつ持続可能な港湾運営を実現するため、貴省を中心に検証委員会を設置すること。

2. 港湾政策に係る諸問題

- (1) 国際バルク戦略港湾政策により、地方港では既に港湾労働者の雇用・職域が脅かされ、港湾労働者・事業者が不利益を被る事態が生じている為、貴省を含めた四者協議を早急に設置すること。
- (2) RTG遠隔操作導入をはじめ、海コン外来トレーラー自動化など一連のAIターミナル高度化実証事業については、港湾労使の合意が整わない限り、これを強行に進めないこと。
- (3) 港湾機能を充実するための港湾用地に、カジノを含む、所謂、IR誘致を行わない措置を講ずること。

3. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

- (1) 港頭地域に隣接する地区での港湾運送事業行為によるダンピング防止の為、港頭地区指定範囲見直し(港労法と港頭地域範囲の統一等)検討、港湾倉庫内作業の港湾運送事業法適用を行い、港労法との整合性を図ること。
尚、港頭地域指定については、港運事業者団体及び港湾労働組合と貴省を含めた関係省庁による“あり方検討会(仮称)”を設置すること。
- (2) コンテナターミナルゲートに於ける作業は、港湾運送作業行為が望ましいとする見解を貴省が示していた経緯から、実態として受け渡し行為が発生するゲート作業を、港湾運送事業者の職域として法的整備を行うこと。

4. 安全・安心の諸施策

- (1) フレキシブルバッグを国内での海上コンテナ輸送等で使用させない措置として、タンクコンテナの推奨を進め、関係省庁と連携のうえ法的整備を行うこと。
- (2) 港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携のうえ、四者協議を早期開催し、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染予防に関し、港湾運送事業自体に影響を及ぼさない対策を講じることとともに、二次・三次感染を防ぐためにも、港湾労働者に対し新型コロナウイルス検査を実施できる環境を整えること。
- (4) 近年、頻発する自然災害の影響で、港湾地区に甚大な被害を及ぼしていることから、自然災害時の復旧に際する港運事業者及び港湾労働者に対する救済措置制度を確立すること。

5. 働き方改革について

港湾労働の特殊性である波動性に鑑み「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について、港湾運送事業者・港湾労働者に於いては、雇用・職域の観点から適用(罰則)を緩和する措置を講ずること。

以上